（関西空港事務所長）国土交通技官　辻　康二
辞職を承認する
（関東地方整備局東京空港整備事務所長）同　髙野　誠紀
関西空港事務所長に転任させる
（独立行政法人国際協力機構社会基盤・平和構築部技術審議役）　吉見　昌宏
国土交通技官（関東地方整備局東京空港整備事務所長）に採用する
（四国運輸局交通政策部長）国土交通技官　井上　慶司
航空局航空ネットワーク部空港施設課空港施設高度利用推進室長に転任させる
（総合政策局技術政策課運輸技術等基準企画調整室長）同　中本　隆
四国運輸局交通政策部長に転任させる
（海事局安全政策課長）同　金子　栄喜
海事局付に配置換する
（国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所企画部付）石原　典雄
国土交通技官（海事局安全政策課長）に採用する
（以上二月一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、二月四日スリランカ国の独立記念日につき、同月三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録操縦免許証更新講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十九の規定により次の操縦免許証更新講習を登録したので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十九年二月七日　国土交通大臣　石井　啓一

一　登録年月日　平成二十九年一月二十四日
二　登録番号　操更講第九十二号
三　登録操縦免許証更新講習実施機関の氏名　船舶免許更新センター株式会社
四　住所　群馬県前橋市上泉町３７６
五　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　船舶免許更新センター株式会社　群馬県前橋市上泉町３７６

二　一　登録年月日　平成二十九年一月二十四日
二　二　登録番号　操更講第九十三号
二　三　登録操縦免許証更新講習実施機関の氏名　仲里　修
二　四　住所　沖縄県名護市字為又３２３番地１３
二　五　登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　仲里海事事務所　沖縄県名護市字為又３２３番地１３

登録操縦免許証失効再交付講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の二の規定により次の操縦免許証失効再交付講習を登録したので、同規則第八十四条の四において準用する第四条の二十二第一号の規定により、公示する。

平成二十九年二月七日　国土交通大臣　石井　啓一

一　一　登録年月日　平成二十九年一月二十四日
一　二　登録番号　操失講第九十二号
一　三　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名　船舶免許更新センター株式会社
一　四　住所　群馬県前橋市上泉町３７６
一　五　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　船舶免許更新センター株式会社　群馬県前橋市上泉町３７６

二　一　登録年月日　平成二十九年一月二十四日
二　二　登録番号　操失講第九十三号
二　三　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名　仲里　修
二　四　住所　沖縄県名護市字為又３２３番地１３
二　五　登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　仲里海事事務所　沖縄県名護市字為又３２３番地１３

登録電子海図情報表示装置講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の五の規定により次の電子海図情報表示装置講習を登録したので、同規則第四条の二十二第一号の規定により、公示する。

平成二十九年二月七日　国土交通大臣　石井　啓一

一　一　登録年月日　平成二十九年一月二十四日
一　二　登録番号　第十一号
一　三　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称
　愛知県立三谷水産高等学校
一　四　住所　愛知県蒲郡市三谷町水神町通２番地１
一　五　登録電子海図情報表示装置講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　愛知県立三谷水産高等学校　愛知県蒲郡市三谷町水神町通２番地１

二　一　登録年月日　平成二十九年一月二十四日
二　二　登録番号　第十二号
二　三　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称
　静岡県立焼津水産高等学校
二　四　住所　静岡県焼津市焼津５丁目５番２号
二　五　登録電子海図情報表示装置講習事務を行う事務所の名称及び所在地
　静岡県立焼津水産高等学校　静岡県焼津市焼津５丁目５番２号

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

北陸信越運輸局最低賃金公示第１号

北陸信越地方交通審議会から北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第２号）、北陸信越海上旅客運送業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第３号）、北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第４号）及び北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第５号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に北陸信越運輸局海事部船員労政課「郵便番号950―8537新潟県新潟市中央区美咲町一丁目２番１号」あて提出されたい。

平成29年２月７日

北陸信越運輸局長　江角　直樹

北陸信越地方交通審議会の意見（要旨）

１．北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「245,150円」を「246,150円」に、ただし書の職員「228,700円」を「229,700円」に、部員「185,800円」を「187,550円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「176,500円」を「178,250円」にそれぞれ改正することが適当である。